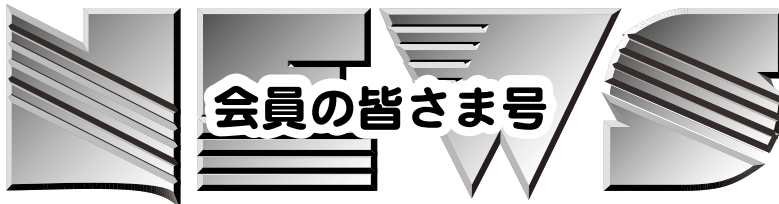




にゃんこ
やんこ
井つしんく



にゃんにゃんセミナー in 板橋・成増

<http://nyanko.circle.ne.jp/cn/tkmr/index.html>

「地域が主体となつて行う地域ねこ活動」を皆さまにお知らせしようと、にゃんにゃんセミナー・地域ねこ説明会を行いました。(写真右)

平成19年5月6日(日)、説明会のほか相談会、パネル展です。地域の町内会掲示板をご覧になった方や、子供達も社会学習に揃ってご来場です。

会場ではいろんなことがありました。

これからは区とも協働する「地域ねこ」が動き始めます。先々にさまざまな問題は山積ですが、地域のねこをまもる動きが世間にも知られ始めました。



いつかどこかで、どなたかの少しの勇気が、多くのねこたちの市民権獲得になるのでしょうか？人と動物との関係づくりが進みます。

ねこ苦情ご相談・地域ねこ対策ご相談 新宿区

野良猫問題を地域で解決!! 平成19年3月3日(土) 地域センターで。(写真右)

新宿区保健所も他と同じに、地域ねこ対策の「野良ねこの保護(捕獲)の現場」には人手を出せません。

地域ねこを進める区民と同じ目的で行う町会の集会などでの説明会には、役所から職員が出向いて解説しています。

区では野良ねこの手術や通院のノウハウを区民に伝え、また区民に貸し出す用具も用意し、地域に根付く地域ねこを目指しています。

例年の個別ご相談で多いのは、他の区の方からの「役所に話しても無駄!」です。新宿区民でしたら、このような相談をだれでもいつでも保健所窓口で受けられますから「役所が地域ねこにも熱心なことを初めて知った!」...に変わります。

『役所からはお金も人も出せない。』という役所の立場が、「役所は相談の受け皿にならない」と思わせる原因のようです。役所に寄せられる相



談の第一番は、『野良ねこが居るので困る』です。その次が『繁殖制限手術費の補助と、ねこの保護(捕獲)の出動と、ねこ嫌いに説得をして欲しい』のようです。

区民に対応する新宿区保健所の「地域ねこ対策」相談窓口を使えない皆さまには、ねこだすけでもご相談に応じています。

<http://nekodasuke.main.jp/cn/snj/4sem.html>



「猫のために何ができるのだろうか」
4月号
定期購読の月刊誌に地域ねこが紹介されました。ねこのきもち2007年

テレビ番組、「とことんはてな」で、地域ねこボランティアが紹介されました。平成19年4月15日放映。(下の写真)



インタビュー取材中(上の写真)

猫との暮らしを考えるセミナー 神戸市灘区

平成19年2月19日からセミナー当日まで、灘区役所1階特設会場で地域ねこパネル展を併催。ねこだすけの地域ねこパネルや、神戸市より地域猫モデル地区に指定された灘区内の町会のパネルなどを展示。

神戸市保健福祉局では「地域の猫について考えよう！ = 地域ねこってなあに = 」をタイトルにしたリーフレットを配布しています。

2月24日（土）のセミナー当日は、神戸市の担当者がプロジェクターを使って、ねこの歴史や習性や生態本能の他、地域ねこ対策の有効性や地域ねこ対策の進め方などを分かりやすく解説しました。

ねこだすけも実践的な「地域ねこ」の解説やパネルディスカッションに参加。（下の写真）



鶴巻フェスティバル

街ぐるみでねこをまもる？町会長さんに呼び止められました。「恒例の春の行事に、地域ねこも参加しませんか？」町会でワゴンセールや屋台、フリーマーケットなどを行うのです。

「地域ねこ」を近隣住民に知らせる難しさも感じていました。野良ねこのお世話をしている、不妊去勢手術に思いの進まないねこ好きさんも多い地区です。野良ねこ迷惑苦情も届きます。

速断即決しましたが、だれとだれが何をを用意して、どのように参加すればよいのでしょうか？町会はテーブルや椅子を用意してくれます。フリマや仔ねこの譲り渡し先募集では、地域ねこの解説に目が向かなくなってしまいそうです。

地域ねこの解説パネルを展示して、ペーパー資料を配付しながら、対面のご案内スペースを計画しました。

『この地区では地域ねこ対策が行われています。』『地域ねことは、こんなこと。』『地域ねこにご参加いただける、地区の有志の皆さま募集中!!』『どうぞお気軽にお立ち止まりください。』...おおむねそのような内容のパネルも作りました。

4月1日（日）『早稲田鶴巻フェスティバル』です。大勢の皆さまにお立ち寄りいただきました。休日の公務外にもかかわらず役所の担当官もブースで解説係りです。年輩のお母さんとのご家族連れや小さな

お子さま連れ、お若いカップルなど、足を止められた皆さまはさまざまでした。

夕方になって、参加を誘ってくれた町会長さんが、「どうだった？来年もやる？」。後片付けのスタッフ一同「是非次回もお願いいたします。」。終わってみるとそんな結果のフェスティバルでした。

地道ですが、地区に根付く地域ねこを目指しています。（下の写真）



地域と猫の共生をめざして 卒業論文

昨年卒論テーマの取材かたがた、地域ねこボランティアのお手伝いもしてた学生さんが、出来上がった卒論を届けてくれました。「地域と猫の共生をめざして・行政と地域の協働体制の確立についての一考察」（左下の写真）

所属学部の卒業論文賞に担当教官に推薦されました。『（推薦文の一部を引用）地域住民が主体的に取り組んで課題を解決しようとする「地域猫」の活動を詳細に分析し、ペット問題のみならず、高齢化社会および地域における「権力と参加」の課題をも視野に入れた展望を行っている。』優秀賞を受賞しました。「地域ねこ」が次世代に浸透することを願います。



にゃんセミの一般参加席に、ときどきお見かけする行政マンがいます。地域ねこを所管に持ち帰り、市民と地区の住民と協働しながら、地域ねこのサポートを役所も行っていきます。

何度かの市民合同ミーティングを経て、本格始動は今年に入ってからです。

TRN（野良ねこの保護・捕獲/手術/返還）を行う市民と地区の住民などとのすべてと役所が協働できている訳でもありません。地域ねこを「地区の住民活動」と位置付けるとき、役所も市民と協働し易くなります。

逆にいくら熱心な市民の活動でも「個人活動のTNR」と判断されるとき、多くの公平な立場の市民からは、個人行動への支援や助成などを公益性に欠けるとみられることも多いのです。

どこの役所も似ていますが、例え役所の担当者が

変わっても、一度行われた業務は引き継がれます。ここの地域行政では、市民と地域住民と役所と顕著に協働しているところもありますので、都の飼い主のいない猫との支援事業との協調も視野に入れて、街ぐるみでねこをまもれる市民活動の浸透と定着をはかっています。

ねこをまもるとき、人の社会と人とのコミュニケーションの大切さを感じます。ねこだけではこのように予算のとれない行政には、地域ねこの必需品、トラップケージを無償で貸しています。



地域ねこワークショップ講座室

http://nekodasuke.main.jp/tpix/koza_situ.html

TNR = 野良ねこの不妊去勢手術 = トラップ (保護・捕獲 = 捕まえて) ニューター (不妊去勢手術をして) = リターン = リリース (元の場所に返還・解放) を行っているのに、なかなか理解を得られにくい。

そのような時の参考に、「地域ねこワークショップ講座室 (略称、CWS)」を計画しています。

CWSのプログラムをкаいつまんでご案内いたします。お互いのお話し合いを進めながら、地域ねこについての合意作りを目指しています。

毎週火曜日の午後から、アフタヌーンティでもいただきながら、お話し合いをすすめます。お手数ですがFax.03.3350.6440までお知らせください。詳しくご案内させていただきます。

(1) 「TNR」を、なぜ「地域ねこ」に？

(イ) 以前からそして今でもTNRは行われています。TNR (= 野良ねこへの不妊去勢手術) に「法令順守」のエッセンスを注ぐ時「地域ねこ」の近道です。法令の意味を知ることから「地域ねこ」が生まれています。

(ロ) ねこは法令上の「愛護動物」です。愛護動物って何なのでしょう？ 愛護動物と人との関係ってどういうことなのでしょう？

(ハ) 人と人とのトラブルをなくす「地域ねこ」とは何なのでしょう？

(2) ねこの歴史

(イ) 法令上の「愛護動物」と、ねこや野良ねこ飼いなこの関係はどうなのでしょう？

(ロ) ねこの習性生理生態本能などと、人との関係とは？

(3) ねこの飼い方3原則について

ねこを護りたい人々にも受け入れられにくく、ねこをビジネスに利用したかった人々にも不評だった時代を過ぎて、ねこの飼い方3原則が認められるまでの道のりとは？

(4) 地域ねこって何なのでしょう？

野良ねこや流れねこ、通いねこやさよいねこ、お世話ねこ地域ねこってどう違うの？

(5) どうすれば「地域ねこ」なの？

答えは簡単です。お世話ねこに、人々のほんの少しの勇気があるとき「地域ねこ」が生まれています。

(6) なぜそうするのでしょうか？

(イ) 例えはたった1人で100頭のねこのお世話は困難です。関心を持たなかった100人の人々が、優しい気持ちを動かしはじめたらどうなのでしょう？

(ロ) 小さな動物に対する安易な犯罪の抑止は、重大犯罪を防ぐなどの研究がすすみました。地域力の活性化がコミュニティを復活させています。

(7) 地域ねこの実践技術編

(イ) ご近所へのお知らせの仕方とは？

(ロ) 行政のサポートを受けるには？

(ハ) 野良ねこを捕まえるには？

(ニ) 獣医師さんとの接し方？

(8) セミナーを開きませんか。

ほんの少しの勇気を、多くのねこや近隣の人々が待ち焦がれています。

(9) 地域ねこを根付かせるには？

とりもなおさず、人と人との地域環境問題です。

...などやそのほか

地域ねこセミナー (講師講演などの予定)

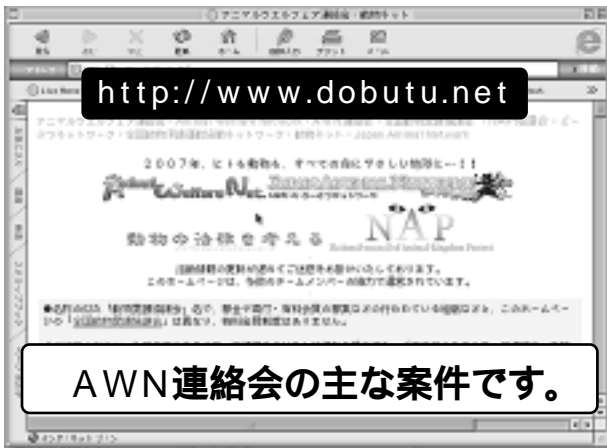
平成19年6月19日 地域ねこ活動講習会
兵庫県動物愛護センター多目的ホール 主催/尼崎市

平成19年7月7日 飼い主のいない猫対策セミナー
烏山区民センター 主催/世田谷区

お願いいたします。

動物愛護法の「基本指針」も参考になり、地域ねこの活動が広がりをを見せています。ねこに目を向ける日々の活動の他に、地域ねこ活動が多くなりました。活動のご支援やご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

この頁は、AWN連絡会情報より



AWN連絡会の主な案件です。

神奈川県内：野良ねこへの給餌について、その行為をねこの所有者責務の生じる事態と判断した愛護動物所管行政に、改善要求。 類似案件多数、随時改善要求

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kihon_sisin/index.html

参考資料「環境省の指針 = 上のURL」にも明示されているとおり国は「野良ねこへの恣意的な餌やり」を「野良ねこの所有者あるいは占有者」と判断していません。恣意的な餌やりが、イコール飼い主とはなりません。恣意的な餌やりを「禁止」もできないので、その行為がもたらすと想定される結果への対策を国が求めています。恣意的な餌やりの餌により環境が汚染される恐れのある際には、汚染されない対策。同様に、餌やりによってねこの健康が保たれ繁殖力が旺盛になると想定される際などには、繁殖制限手術の措置など。

東京都内・静岡県内：公営住宅などのペット禁過大解釈に改善要求。 類似案件多数、随時改善要求

伊東市では、単なる指導項目にも関わらず、ペット飼育禁止が条例で決められているなどと、裁量権を逸脱した虚偽の解説を続けます。

http://awn.sub.jp/awn/izu_ito/index.html

そのほかのペット禁住宅では、主に飼い主のいないねこについての恣意的な給餌を「ねこを飼う」と言い換えて、住宅あけ渡しの要請などが行われました。いずれも改善の要請がされました。

東京都内ほか：条例制定計画や措置要綱の設置計画に改善要求。東京杉並区は顕著な事例です。

<http://awn.sub.jp/awn/nap/sugna.html>

地域行政は極めて重大な事態について合理的な整合性のないとき、独自の行政裁量権も行使しません。杉並区のアシタ動物所管は、現行法令等により対処可能な事態にも関わらず、法令等を超越した条例の制定を計画しています。

パブリックコメントへの参考文例の公開（下記は参考資料のURL）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/eisei/news/h18/presseisei061221.html>

http://awn.sub.jp/awn/qa/qa_sinho_kof.html

パブコメ（市民からの意見公募）への適切な意見の提示は易しくありません。多数のパブコメ等に際して、提出意見の参考文例を公開しました。

国の愛護動物主務所管に対する疑義提示。：動物愛護法の可罰的違法行為 = 殺傷、衰弱虐待、遺棄の罰則について、愛護動物殺傷犯罪と遺棄犯罪は、愛護動物の所有者及び占有者等の有無に関わらず適用される旨、国の愛護動物主務所管と合意形成。飼い主や取扱者がいてもいなくても、同法で定める11種類の愛護動物に対する殺傷と遺棄の犯罪は成立します。

関西地方で、野良ねこを確保した後、遠方に放置した行為を、「愛護動物遺棄犯罪に該当しない」と回答された地域行政マンの混乱についての情報確認がきっかけ。国の愛護動物主務所管と裁判所は異なり、犯罪の成立に国の愛護動物主務所管はジャッジを下しません。愛護動物の野良ねこを確保し、遠方に放置する行為を「遺棄」と判断される場合もあり、警視庁管内では事例あります。

狩猟具を用いて市街地に棲息する愛護動物（野良ねこなど）を確保し、地方自治体に引き取り申請する、あるいは他所に置きざるなどの行為の態様についても、法令順守とはならない旨の合意形成を行いました。

AWN連絡会活動の一環をご案内させていただきました。

メールマガジン「どうぶつネットにゅーす vol.67」からの情報です。



ねこの保護や管理のほか、地域ねこボランティアさんや、人と動物との適切な関係づくりをすすめるためのご支援をお願いいたします。書き損じはがき、未使用の切手やレシート、カードなどは特にありがたしい支援品です。

NPOねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
電話&Fax 03-3350-6440

郵便振替口座番号：00130-9-362975
加入者名：ねこだすけ

ご支援のご報告ホームページは...

<http://www.nekodasuke.net/gosien.html>

お知らせ

ねこだすけニュース「会員の皆さま号」はスタッフ手作りの簡易印刷で、部数が限られます。工場印刷のねこだすけニュース発行の間に届けました。トランプケースの貸し出しや頒布ファクトシートや入会申し込み資料請求などは左の宛先までご連絡ください。

スタッフソフトの関係から、Eメールでのお返事はできません。お手数ですがお電話かファックスでご連絡ください。おむね毎週火曜日は夕方から深夜まで、電話をお受けしています。

ご連絡の際には、お名前、お名前、返信先お電話かファックス番号と、ご用件の概略をお願いいたします。

お返事まで時間のかかる場合もありますので、どうぞおゆるしくください。

デスクワークボランティアさんを募っています。



地域ねこってな～に？

平成10年のねこだすけニュースに「地域猫」が登場します。野良ねこと「お世話ねこ」の区別が必要でしたし、「流れ猫」や「通い猫」「迷い猫」との分類も話題になった頃です。

平成11年の「磯子区猫の飼養ガイドライン」に「地域猫」が記載され現代用語になります。現代用語辞典の「地域猫解説」にお手伝いさせていただいたのもこの頃でした。

地域ねこと法令順守

磯子区ならではの「地域猫」でしたが、その他の地域行政のすべてが同じ考えでもありません。行政は法律や条例の下でさまざまな事柄を行うことを知り、法令の専門家と相談しながら、言葉だけではない「地域猫」を模索しました。

犬は法令書に「犬」と書かれますが「猫」は「ねこ」と書かれますので、ねこだすけで地域猫を「地域ねこ」としたのも平成11年からです。

法令には11種類の愛護動物が決められ、ねこもそうです。ねこに飼い主や取扱者がいてもいなくても法令上の愛護動物であることに注目しました。

ちょうどその頃、動物保護法の見直しが行われたので、地域ねこと動物保護法の関係に付いて探究しました。

世はまさに空前のペットブームです。動物を人のために役立たせ、人のために働かせるビジネス分野の勢力も、その都合に合わせて法令の改正に力を注ぎます。

愛護動物は一義的に「人のいのちとは少し異なるものの、やはりいのちあるもの」とする小さな勢力と、愛玩動物は人に所有や占有される有体物、とする方が都合の良い勢力との確執が目立ちました。

一方の勢力はねこを愛玩動物と位置付けようとし、他方ではいのちあるものと考えます。法改正のパブリックコメント（国民からの意見募集）でもぶつかり合います。

平成12年に施行された改正動物愛護法の本法では「動物が命あるものであることにかんがみ…」などを取り入れました。本法のよるべき基準などには、動物が人の役に立つ愛玩動物派勢力の意向も汲まれます。

ねこをいのちあるものとして護りかばおうとすると、さまざまな抵抗勢力に直面します。動物を嫌う分野に限らず、動物を愛する立場からでもです。

批判から得られるものは？

動物を護りかばおうと試みるよきの方法は千差万別です。自らの方法と異なる時、批判は容易ですが、動物愛護の活動の中で批判から得られるものがないことを経験しました。そこで執った方法は、法令順守の適切な実行です。

例えば、当時はねこの捕獲箱を貸し出す行政もあり

ました。「そのような行政措置は時代錯誤もはなはだしい」と批判することは簡単ですが、事態は改善しません。法令順守の方法をペーパーに要約し、沢山の行政に改善をお願いしています。行政に限らず野良ねこ排除を計画する、公益的な組織やそのほかのさまざまな分野にもです。提出するペーパーはせいぜい1～2枚程度です。お願い文の最後には決まって付記する文書があります。「野良ねこ迷惑被害の対策に『地域ねこ』という方法があります。詳しいペーパー資料をお届けできますのでご連絡ください。」です。

地域ねこファクトシート

そのペーパー資料が平成11年から頒布している「ねこファクトシート」です。単にねこに限らず、いのちある動物と人との極めて適切な関係づくりを考える時、自ずと「地域ねこ」という方法も姿を現わします。

ファクトシートは法令順守に従って手作りされたペーパー資料ですから行政マンの目にも止まります。行政マンに限らずさまざまな100を超える組織などにファクトシートが届けられ、関係各人々との友好的なコミュニケーションが起りました。地域ねこの普及や啓発です。

海外からは...

インターネットで情報授受が便利になりました。海外からは平成11年にキャットレスキューマニュアルを、同14年にファーストストライクとクロスレポートの理論をファクトシートに翻訳して配付しました。小動物への小さな犯罪はやがて重大犯罪につながるので、関係各セクションとの情報交換を緊密にして重大犯罪を防ぎましょうという研究です。捨てねこ違反は極めて小さな犯罪ですが見逃せません。

平成15年、地域ねこに似た「TNR（野良ねこの保護、捕獲／不妊去勢手術／返還・解放）の成果がアメリカで発表され、その効果が学術的にも注目されました。地域ねこの一歩手前のTNRという図式が分かりやすくなりました。

逆に台湾や韓国からは日本の「地域ねこ」情報が求められ、その都度情報提供を行っています。

東京都では...

平成11年、知事の諮問に応えた答申が公開され、法令順守による「飼い主のいない猫」対策がテーマになります。

当初「こんな事業はできるわけがない」などと揶揄されていた「飼い主のいないねこの共生モデルプラン事業」が平成13年から始まります。

法令順守の下、草の根市民段階で細々と進めていた「地域ねこ」が陽の目を見るチャンスです。

認定事業地区への申し出がすぐさま始められると思われたのですがさっぱりでした。計画では10箇所の認定地区決定ですが、このままでは不安です。東京都に

NPOねこだすけ

も批判やお願いごとが山程あったのに、いざ行政が応えようとしたときに誰も表に出ないのでは、道理も引っかけ込みます。

あれこれ手を尽くしながら終わってみると20に近い認定地区を仕上げられました。多種多様な現場に応えながらの成果と浸透です。当時から今でも変わらず年間千件程の、地域ねこや動物関連の相談が寄せられています。

平成13年から、地域ねこ講座を「にゃんにゃんセミナー」として継続開催しています。現在は地域行政とも協働した形式の地域ねこセミナーが、全国各地でも開かれています。

国全体では...

平成14年頃からねこだすけの動物愛護法カードを転用した、捨てねこ違反や動物殺傷犯罪禁止のポスター看板が立てられはじめ、捨てねこ犯罪の検挙者も増えました。

地域ねこで採用される官民協働のスタイルが注目され、平成16年には行政マンの多数参加するNPO全国大会や、環境保全の全国規模のセミナーにも講演に招かれました。

動物愛護法の取扱い業者登録制度にも見られるように、国が愛護動物の法整備を行うときに、先ず東京都で先取りした形で試験的に条例などを作りました。地域ねこも同じです。飼い主のいない猫との共生モデル事業、認定20箇所の浸透を見た東京都が、平成16年より正式な施策事業にステップアップした様に、平成19年から国も動物愛護法による「基本指針」に地域ねこと同じ方法を引き継ぎます。(ファクトシートに解説しています。)

ねこに心を動かす人々は...

国が地域ねこと同じ方法を思ったからといって、必ずしもいつでもどこでも地域ねこは始まりません。国は基本的な指標を示しますが、地域ねこを行えるのは、ねこのテリトリーで暮らす人々です。野良ねこを単に地域ねこと言い換えるだけでもありません。

官民協働という動きが活発になっています。多くの地域行政が協働推進課などのセクションを持ちはじめました。

地域行政を市民がサポート

地域ねこは官民協働事業ですが、ねこの行政所管は協働推進課ではありません。生活衛生課や保健所などの、ねこの所管が地域ねこ事業を行いやすくするために、市民からの行政へのサポートが重要になっています。地域行政のさまざまな施策の中でも類をみない方法です。

市民講座やセミナー

市民の間に地域ねこに対する理解が増える時、行政所管も協働しやすくなります。お話し合いやタウンミーティング、講座やセミナーなどの方法で、市民と同じ理解を分け合うコミュニケーションづくりを行っています。

地道で見えにくい活動ですが、個別のお話し合いや相談会、説明会、2~3人の会合、10名程度のタウンミーティングや数十名規模の講座やセミナー、出張講演などを行いながら、ねこや動物たちを護りかばう毎日の活動を続けています。



地域ねこが広がっています。どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵バックや資料送付に転用します。未使用のテレホンカード・古い収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

ご支援、ご賛同をいただきますと...

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいつでも賛助会員です。種別は年会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

入会お申込・お問い合わせは...

電話・Fax. 03-3350-6440

郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203

NPO ねこだすけ <http://www.nekodasuke.net>

郵便振替 口座番号 00130-9-362975
加入者名 ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の事項をご記入ください。

お申し込み年月日： お名前： ご住所/郵便番号： お電話番号：
Fax番号： 会員種別： 年会費： 円
寄付金： 円
ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(宛名シールに印字されている期日)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には事務作業の都合から、お手数ですがFaxなどのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

